

# 能登半島地震に便乗した 義援金詐欺や不審な勧誘にご注意ください！

地震等の災害が起こると、その際の混乱に乗じて不安をあおったり、被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。下記のような災害に便乗する悪質商法に注意しましょう。

## 注意が必要な事例

- 市役所を名乗ったり、「行政から委託を受けた」などと言って自宅を訪れ、義援金等の寄付を求める。
- 売上代金の一部が被災地の支援になると称し、高額な商品を購入させる。
- 「不用品を買い取り、その一部を義援金に充てる」などと言って自宅を訪れ、強引に貴金属等を買収される。
- 「災害救済のために名産品を代引き配達で送るので協力してほしい」と電話がある。
- 災害復興支援団体を名乗り「震災で苦しんでいる人に義援金をお願いします」とのメールが届く。



## アドバイス

- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません！安易に応じないようにして、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。
- 見知らぬ団体や個人に安易に寄付をするのは危険です。寄付をする際には、確実に寄付したい先に届くのか、募っている団体の活動状況や用途等をしっかり確認しましょう。金融機関の口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- 手軽に支払いができるQRコード等の電子決済で義援金を求められることがあります。別人のQRコードが記載されている場合もあるため、手軽にできるからといって安易に寄付をせず、寄付先の活動状況や名義をよく確認しましょう。
- 不審な電話やメール、SMSは無視しましょう。返信してしまった場合には、受信拒否機能等を利用して、様子を見ましょう。

不審な勧誘によって契約をしてしまった等、  
困ったときには消費生活センターにご相談ください。

国民生活センターでは、消費者による自己解決を支援するため、トラブル解決に役立つ情報をFAQ形式で提供しています。時間や場所を問わず、消費者トラブルについて調べることができます。



知っ得

# なっとく

No.215

2024.2月発行

## 年度末にかけて注意したい消費者トラブル

—新生活に向けて準備しておきましょう—



### 広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談  
ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。



●電話相談  
☎ 082-225-3300 (消費生活相談専用)

●メール相談  
右の二次元コードの入力フォームから  
ご相談ください。



【開館時間】 10:00～19:00  
【休館日】 火曜日と12月29日～1月3日

### 消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。  
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

- 講師派遣：無料
- 時間：約1～2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】

公益社団法人広島消費者協会  
TEL・FAX 082-225-3320  
受付：午前10時～午後5時（火曜日・日曜日・祝日を除く）

消費者被害に遭わないために





新生活を迎える時には様々な

# 消費者トラブルに注意が必要

年度末から新年度にかけて、何かと慌ただしい日々が続きます。4月から新しい生活が始まる方もいらっしゃると思いますが、様々な消費行動が起こるこの時期は、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まるため、注意が必要です。

入学 新生活のスタートでつまづかないために… 初めての一人暮らしで気を付けたい 就職

## 5大消費者トラブル

- 退去時の原状回復などの「住宅の賃貸借」トラブル  
✓契約書類や精算内容をよく確認!
- 引越しや不用品回収などの「引越し関連」トラブル  
✓約款をよく確認!  
✓不用品は市区町村が案内するルールで処分!
- 新生活を狙った「訪問販売」トラブル  
✓不要であればきっぱり断る!  
✓クーリング・オフできる場合も!
- 新生活でも気を付けたい「もうけ話」トラブル  
✓うまい話に飛びつかない!
- スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル  
✓料金内容やサービスプランをよく確認!

(出典:国民生活センター【若者向け注意喚起シリーズ<No.13>】[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230301\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230301_1.html))

## トラブルその1:賃貸物件の原状回復に関するトラブル

賃貸マンションやアパートを退去する際の、原状回復に関するトラブルが増えてきます。壁のクロス張替え費用や床工事など、部屋の修繕費用を請求されるというものです。

退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。契約内容や特約をしっかりと確認し、納得できない費用の請求については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主に説明を求めて話し合みましょう。退去時だけでなく入居時も貸主と一緒に部屋の状態を確認し、写真を撮ったりして記録に残しておくことをおすすめします。

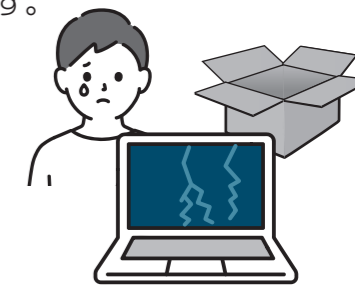


## トラブルその2:引越しの際の荷物トラブル

引越しする方が多くなる時期ですが、引っ越しの際に荷物が破損したり紛失したという相談があります。引越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則として契約した際の約款に従うことになります。

破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと、事業者の責任が消滅します。引越し完了後は速やかに荷物を開封して状態を確認しましょう。

また、損害賠償が受けられる場合も、購入価格が補償されるわけではありません。貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者伝えてください。



## トラブルその3:ウォーターサーバーの契約トラブル

ウォーターサーバーは冷水やお湯がすぐに使える機能もあるなど便利なため、新生活が始まるタイミングで契約する方も多くなります。

勧誘の際に「サーバー本体無料」と言われることがありますが、サーバーのレンタル代は無料でも、水を定期購入する契約になることが多く、契約時の条件によっては水の購入金額や解約金等が高額になることがあります。

また、配送されたサーバーやボトルの設置・撤去を契約者自身で行う必要がある場合は、自分の力でできるかどうか事前に相談や確認をしてください。トラブルを避けるためにも、契約の際には「いつまで」「どんな」契約なのか、「契約時」「使用中」「解約時」にかかる費用等の内容をしっかりと確認してください。



## トラブルその4:電気の供給契約やインターネットの契約トラブル

引越しに伴い、公共料金やインターネットの契約を新しく結ぶ場合があります。安さや無料を強調されて理解が不十分なまま契約すると、その後トラブルになっています。

「パソコン購入と一緒に回線契約をするとパソコン2万円引き」などと特典を強調して契約を迫る業者や、一定期間後にキャッシュバックを行うという業者も存在します。オプション契約や高額な解約料等の条件が設定されていることも多いため、契約期間を考えたうえで慎重に判断する必要があります。引越し後に訪問してきた事業者が「この建物の指定業者です」と偽って勧誘するケースがあるので注意しましょう。



## トラブルその5:知り合った人からの儲け話のトラブル

新しい交友関係が生まれる中で、知り合った人から「投資で稼いでいる」「副業で簡単に儲けられる」という勧誘をされることがあります。



必ず儲かる投資はありません。「すぐに元がとれる」「支払った分が稼げるまでサポートする」等の勧誘をされますが、マニュアル代やサポート料として高額な支払いが必要となり、借金までさせられるケースがあります。うまい話に飛びつかず、利益が出る仕組みを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。